

平成 26 年度第 1 回 八千代市子ども・子育て会議議事録

開催日時 平成 26 年 5 月 14 日（火）午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分

場 所 八千代市役所 旧館 4 階 第 2 委員会室

議 題 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについて

出席者 委員 中山哲志委員（会長），石田祥代委員（副会長），櫻井陽子委員，
友森恵美子委員，藤原由紀子委員，阿部三喜子委員，竹内孝江委員，
藤澤彩委員，丸山純委員，田中宏行委員

事務局 坂巻子ども部長，天川子ども部次長
〈元気子ども課〉松井課長，葛原主査，深山主査，河原主査，
齋藤主任主事，加藤主事，佐伯主事

〈子育て支援課〉相原課長，佐藤副主幹，木村主任主事，
山形主任主事

〈子ども相談センター〉藤山副主幹

〈母子保健課〉石橋副主幹

〈すてっぷ 21 大和田〉岡田副主幹

〈村上北保育園〉鷹野主任保育士

〈児童発達支援センター〉大山主査

〈男女共同参画課〉北村主査補

〈商工課〉木下主事

委託業者 〈地域計画連合〉福原，渡邊

公開又は非公開の別 公開

傍聴者 2 名

【議事録】

河原主査：それでは定刻となりましたので、ただいまより平成 26 年度第 1 回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。会議に先立ちまして委員の皆様にお伝えいたします。本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領の規定により、会議を公開すると共に、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお会議録には、発言された委員の委員名と発言内容が記載され、市のホームページ等にて公開いたしますことも併せてお伝えいたします。また、本日は事業計画策定に向けて業務の一部を委託しております株式会社地域計画連合の方に同席いただいておりますのでご了承ください。

それでは八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

中山会長：皆さん、こんにちは。それでは条例の規定により議長を務めさせていただきます。ご覧いただくと 1 名、丸山委員がまだご到着ではありませんが、後ほど遅れて来られるという情報がありますので、丸山委員を含めて 10 名ということでございます。八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により、定足数に達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。初めに事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

<資料の確認>

中山会長：ありがとうございます。資料が多いですので、皆さんお間違えないようにしていただきたいと思います。また前回の会議を受けて、今回に間に合わせていただいた資料もありましたので、この点どうもありがとうございました。

では、本日の議題についての確認ですが、お手元の資料にありますように、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについてです。前回の会議では、この報告書にありますように、八千代市全体の見込み量が提示されました。それを受けて今日は、八千代市にある 7 つの教育・保育提供区域ごとに、見込み量を事務局より報告していただきます。その報告に対して、委員の皆様から意見を述べていただくことが今日の大きな主眼でありますので、皆様、協力のほどお願いいたします。

では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、事務局より説明を求めます。お願いします。

河原主査：はじめに、量の見込みと確保方策についての概略をご説明させていただき、子ども・子育て支援新制度の平成 27 年 4 月からのスタートへ向けて、今回は平成 27 年度から 31 年度の子ども・子育て支援事業計画策定に必要なニーズ量の見込みと、その確保の方策をどのようにしていくかという大事なところについてのご議論をお願いいたします。お手元に資料 26-1-1「教育・保育及び地域子ども

・子育て支援事業の量の見込み(補正版)」と資料 26-1-2「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)一覧」をご用意ください。

まず資料 26-1-2 をご覧ください。中央にありますニーズ量の欄は、ニーズ調査の結果を基に算出した 5 年間のニーズ量の見込みを入れたものです。前回 3 月の会議では、国から示された算定方法で算出した数値をお示ししましたが、今回はその値について一部一定の考え方の下に補正を行った数値となっています。その隣の確保の方策の欄は、このニーズ量に対してどのような事業をどの程度行っていくかを示していく欄です。こちらは本日皆様からいただいたご意見を基に事業量及び実施時期を検討していきたいと考えています。

引き続きまして、量の見込みについてご説明させていただきます。これから皆様にご説明するのは、市が新たな子ども・子育て支援事業計画に記載していく法定の事業の量の見込みについてです。それぞれの事業ごとの見込み量を示していかなければならないことになっています。量の見込みを算出する項目は、資料 26-1-2 に対象となる実施中の事業という欄があります。まず教育・保育についてです。こちらは、幼稚園や認定こども園・保育園に当たるものです。そして、地域子ども・子育て支援事業として、時間外保育事業、学童保育所、一時預かり事業などがありますが、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の両方について量の見込みを算出していくことになっております。

この量の見込みをどのように算出したのかを簡単にご説明します。資料 26-1-1 の 1 ページ、「1. 推計にあたって」をご覧ください。昨年度、市民の皆様にご協力をいただきながら、八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）を行いました。その結果に基づき具体的な量の見込みを算出いたしました。

量の見込みの算出の考え方についてですが、子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性に応じて 1 号から 3 号までに分けて認定を行うことになっております。資料 26-1-2、左上の認定区分というところをご覧ください。教育・保育の量の見込みは、この認定区分ごとに算出を行います。具体的には、まず、子どもたちとその親に着目をします。子どもの年齢が 3 歳から 5 歳で、親の一方が専業主婦であったり、就労時間が短かったりする子どもたちは保育の必要なしということから、主に幼稚園利用が想定されます。子ども・子育て支援法における分類では、1 号認定という形になります。2 号認定は 3 歳から 5 歳の子どもで、親が共働きで保育の必要がある子どもとして認定します。0 から 2 歳で親が共働きで就労しているため保育の必要がある子どもは、3 号認定という形で分類をしております。

資料 26-1-1 の 1 ページをご覧ください。親の就労状況等で分けるというのが、1 ページの図の中の家庭類型というところ当たるものです。ここでは、保護者に配偶者がいるかないか、就労状況がどうなのかというところに着目をして、8 つの家庭類型の分類を行っております。5 年前の次世代育成支援後期行動計画策定の際に行った推計と大きく異なる点は、この親の就労状況を基に 8 つの家庭類型に分類した点です。この家庭類型を使いまして、ニーズ調査で把握

した利用意向や、将来の人口推計結果を掛け合わせて数値を出しています。推計の流れは1ページの図の通りになります。

また、子ども・子育て支援法では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定することとされています。本市に関しては市内を7地区に設定し、量の見込みを地区ごとに算出します。具体的な区域については、ご覧いただいている資料の12ページにお示ししています。推計に当たっては、市域全体で推計した数値を基準に、7地区ごとに推計した数値と整合が取れるよう補正を行っています。

人口推計に当たっては、コーホート要因法により平成27年度から31年度の推計を行いました。コーホート要因法とは、同じ年または同じ期間に生まれた人々の各集団について、自然増減、出生と死亡、及び純移動、転出・転入という2つの人口変動要因について将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。その結果は1ページ下の表の通りになります。

2ページをご覧ください。今回、算出し、補正も行った教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの一覧をお示ししています。1ページの人口推計結果、それから、先ほど申し上げた家庭タイプの割合を使って、まずそれぞれの家庭タイプの児童数を算出しました。そこへ更にその家庭の人がどういった事業をどれぐらい利用したいのかという利用意向の割合を掛けて量の見込みを出していくという計算式を使った結果算出したものが、量の見込みということになります。その量の見込みを一覧表化しているのが2ページになります。例えば、1号認定の子どもについては、今ご説明したような計算をしていくと、27年度の量の見込みは3,520人になります、という数字が出ています。

この数値につきましては、3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの表の1号認定のニーズ量のところには3,129人となっています。これは、国の手引きに基づき算出した生の値になります。そして、その下段のグレーの部分に3,520人という数字が入っていますが、こちらは補正值となります。ここでは、2号認定の子どものうち、親の就労時間が長いけれども、幼児期の学校教育の利用希望の強い方、こちらを1号認定の方へ加えるという補正を行っています。このような補正は、より現実的な量の見込みを算出するために可能な範囲で行っているものです。この資料では、3ページのグレーの網掛けの部分に、教育・保育の量の見込みの補正に関する考え方と、補正後の数値をお示ししています。

同じ3ページで、「教育・保育」の保育の部分ですが、表の下の方に実績等という欄がございます。ここに平成26年1月1日現在の保育、認定こども園と保育園を合わせた定員、入園者の数値をお示ししています。こちらと量の見込みを比較していただきますと、保育の部分、特に3号認定の部分で量の見込みが実績を大きく上回っていることが分かります。この理由としましては、国から示された見込み量の算出方法では、将来の利用意向率を使用して算出することになっていることが挙げられます。

お手元の参考資料 26-1-2「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の 37 ページの一番下をご覧ください。「②量の見込みの算出」のところには算出式が示されており、家庭類型別児童数に利用意向率を掛けて、量の見込みを算出するとあります。ここで使用する利用意向率の算出方法につきましては、同じ資料の 36 ページの一番下をご覧ください。利用意向率は、ニーズ調査で現在の利用の有無に関わらず今後利用したい事業をお聞きする設問で、保育園などの保育施設を選択した人が、ニーズ調査に回答した 0 から 2 歳に占める割合になります。今回のニーズ調査では、この利用意向率が、実際の保育園等の利用実績を大きく上回った結果となっていました。このため、この利用意向率を用いて算出された量の見込みも、実績を大きく上回ってくるということが考えられます。将来の利用意向率が高くなった理由についてですが、今回のニーズ調査のように、回答者自らが記入することで回答する形式の調査に回答するかどうかについては、回答者の選択の意志が働きます。おそらくは、保育ニーズの高い方々がニーズ調査への回答に意欲的であったと想定され、結果として将来の保育利用意向の割合が高く出る結果となったと考えられます。

また、特に量の見込みの値が大きくなった 3 号認定の中でも、1 から 2 歳についてですが、この理由は 2 号・3 号認定に共通している部分ではありますが、推計の対象となる家庭類型が定められており、年齢の区分ごとでは推計のスタート時点で差が出やすくなっているところにあります。

量の見込みの算出等の手引きの 36 ページの中段で、「1. 対象となる潜在家庭類型」をご覧ください。保育所利用に関わる 2・3 号の量の見込みの算出に当たっては、まず潜在家庭類型の中で、ひとり親家庭、両親共にフルタイムの家庭、フルタイム・パートタイムの組み合わせの家庭、それから今回のニーズ調査では算出されませんでした。両親共にパートタイムの家庭が算出の対象となっています。0 歳児につきましては、これらの家庭タイプの比率が 0 歳児の回答者全体の 43%程度であるのに対し、1 から 2 歳児につきましては、1 から 2 歳児の回答者全体の 50%を占める結果となりました。つまり、推計の対象となる人数が 1 から 2 歳の場合にはより多くなったため、推計の入口の部分で既に数値が大きくなる確率が高まります。更に、ここで国が指定する家庭類型の方々というのは、多くが保育園と回答されると予測できるの方々です。結果として 1 から 2 歳児については、保育所への利用見込みが特に高い数値となっていると考えられます。

資料 26-1-1 に戻っていただいて、2 ページの下段で、地域子ども・子育て支援事業についても簡単にご説明します。地域子ども・子育て支援事業というのは、延長保育や学童保育所などの事業についてです。これについても量の見込みと確保方策をお示ししていく必要があります。この一覧が補正後の量の見込みになります。学童保育所については、児童福祉法の改正で高学年まで対象が広がりましたので、量の見込みが低学年と高学年、両方入っています。この資料の、6 から 7 ページのグレーの網掛けの部分に、補正に関する考え方と補正後の数値を

お示ししています。また、先ほど7つの区域設定についてご説明しましたが、4から5ページは未就学児の教育・保育の量の見込みを区域ごとにお示したものの、8から11ページは地域子ども・子育て支援事業の区域ごとの量の見込みを示したものの、13ページは人口推計結果を区域ごとにお示したものです。量の見込みについてのご説明は以上です。

続きまして、資料26-1-2の右上をご覧ください。確保方策は、量の見込みに対して今後、具体的に行っていく事業の量と実施時期を示していくものです。今日の資料では、現在市が実施しております次世代育成支援行動計画の中で実施している事業等を記載しています。今後この計画を受け継ぐものは受け継ぐ、拡充するものは拡充するなどしながら、具体的な確保方策を定めていくわけですが、こちらにつきましては、本日皆様からいただくご意見を基に、事業量・実施時期を検討していきたいと考えています。具体的にいくつかのポイントに絞って、確保方策の設定へ向けた調整の方針についてお話しさせていただきます。

資料26-1-2をご覧ください。これまでもご説明いたしましたように、新事業計画では大きく分けて教育・保育事業と、地域子ども・子育て支援事業に関して事業を定めていきますが、量の見込みをご覧くださいますと、多くは実績を上回っているという状況です。量の見込みに関しては、確保方策を決定する際の参考としますが、ここにお示した量の見込みそのものから確保方策を定めることは適切でないものも見受けられるため、引き続き算出の手引き等も参照しながら調整を行った上で、確保方策を設定したいと考えています。

まず、教育・保育の3号認定についてです。こちらは、具体的に対応していく事業は保育園などの保育事業になりますが、先ほどもお話ししました通り、算出された量の見込みが実績を大きく上回っているため、このままの量の見込みすべてを満たすために保育事業を拡大していくことは困難だと考えられます。そこで、更なるニーズ量の絞り込みを行い、提供事業量を設定していくことが必要になります。具体的な方法としては、実際の利用人数の実績が当該年齢の人口に占める割合を年次ごとの推計人口に掛け合わせた人数に、より切実な利用意向をお持ちの方の割合に推計人口を掛け合わせた人数を加算する方法が考えられます。より切実な利用意向は、ニーズ調査で把握した、現在は当該事業の利用希望がありながら利用していない方の中で、利用していない理由として、「利用したいが空きがない」、「利用したいが経済的な理由で利用ができない」、「利用したいが延長・夜間等の時間帯の条件が合わない」、「利用したいが、教育・保育の事業の質、及び場所等の条件が合わない」を挙げた方を抽出することで把握します。この結果で求められた値を、特に量の見込みが多かった保育の事業量の根拠とする方法が考えられます。確保方策に関しましては、具体的に値を設定する際に市内の調整が必要とされますが、基本的にはこれで得られた数値を参照しながら、確保方策を設定していきたいと考えています。

次に、地域子ども・子育て支援事業の確保方策の設定についてですが、放課後児童健全育成事業でご説明します。こちらは、具体的に対応していく事業は学

童保育所になりますが、こちら資料 26-1-2 の放課後児童健全育成事業の低学年の欄をご覧くださいと、在籍児童数よりも高い量の見込みが算出されています。こちらにつきましては、実際の利用申し込みの状況等の統計データを参照した上で、適切な数値を量の見込みとすることも可能であると算出の手引きに示されていることもあり、実績を参照しながら数値を算出することが適切であると考えられます。具体的には、当該学年の人口に占める市内での利用申し込み数の割合の数値に、推計人口を掛け合わせるというのが一つの方法として考えられます。また、もう 1 つの方法として、当該学年の人口に占める実際の利用者数の割合を利用率として、推計人口と掛け合わせた値に、ニーズ調査における学童保育所の利用頻度や時間帯について切実度を設定して割合を算出し、当該学年の推計人口に掛け合わせた値を加算する方法も考えられます。

なお、放課後児童健全育成事業については、今回の新制度に伴い児童福祉法が改正され、対象年齢がこれまでの小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童から、小学校に就学している児童に拡大されました。しかし、今すぐに高学年まで拡大したニーズに対応していくことが困難であることはお分かりいただけると思います。学童保育所での高学年の受け入れについては、今後の国の考え方等も踏まえて検討していきたいと考えています。

以上、簡単にまとめますと、量の見込みの設定に関しましては、ニーズ調査結果から算出した量の見込みを手引きそのままとして扱い、確保方策につきましては実際の利用状況を加味した量の見込みの算出を行った上で検討して参りたいと考えています。以上になります。

中山会長：ありがとうございました。皆さん、お聞きになって、大変難しいという印象だと思うのですが、説明は、非常に簡潔に分かりやすく述べていただいたと思います。ただ、不明な点は、この場を通じて確認することで、より理解が深まると思いますので、これからご質問等を受けることになるのですが、一応確認としてはこの表、資料 26-1-2 にあります確保の方策に向けて、確保の見込み量、確保の数をこの会議を踏まえて調整していくということになりますので、その前の段階のやり取りがここということですから、7 つの地区に分けて今日出された、いろいろ示していただいた国の方針に基づいて出された数値について、不明な点はぜひご質問をしていただければと思います。

全体として、先ほど最後にお話がありましたように、ニーズ量等の量の見込みの算出を、国のこの手引きに基づいて行くと、かなり見込み量が大きくなるという結果が示されたというお話であったかと思います。そういう印象を皆さんも持たれたのではないかと思います。そこで今のような前提に立って、どのような点からでもいいのですが、大きく分けて教育・保育の量の見込み、そしてもう 1 つが、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みです。この大きく 2 つの枠の中で具体例が挙げられて説明がありましたので、ご質問を一つずつ分けていくということで考えると、まず教育・保育の量の見込みについて、何か今の説明に対して質問があればお願いしたいと思います。

藤澤委員：資料 26-1-1 の 3 ページで、量の見込みの補正で、「幼児期の学校教育の利用希

望が強い」ということは、「2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者を1号認定枠で確保した」ということがあるのですが、なぜ1号に移動したのですか。幼児期のここで抽出した人数、391という人数ですが、これの推計方法と、なぜ1号の方に移動をしたのか、その理由を説明していただきたいのですが。特例給付のところまで念頭に置いて出しておられるのか。あるいは、この子どもたちは幼稚園に一時預かりの方で吸収するつもりでおられるのか。ただ、認定こども園としては、2号認定の区分なのに、それを1号に移動するということは何らかの意図があってされたのかなと思うのですが、教えていただけないでしょうか。

中山会長：それでは今、藤澤委員より質問があった点について、説明をお願いいたします。

松井課長：こちらは現在、参考資料26-1-2の手引きによって示されている方法で算出しているわけですし、その手引きの方で33ページあたりを見ていただきたいと思います。基本的に現在の家庭類型で分けて、保育の需要に該当するのではないかとと思われる家庭でも、実際は、幼稚園に通われているという割合の方もいらっしゃるということです。それを補正するためのそういう措置、つまりそれは手引きに沿って、例えば、この推計の方法というのも、基本的には8つの類型に分けて、類型ごとに保育の需要に該当するご家庭なのか、それとも幼稚園に該当する子どもなのかと。両親の就労形態に基づいて分類されているのですが、その中でも、一般的な方法で求めたものですが、保育の需要に該当するご家庭でも、例えば、教育に非常に興味があるご家庭だと、基本的に、現在利用しているのは幼稚園だというご家庭があるわけです。そういうものを補正していることとなります。

藤澤委員：でも、これはニーズ量ですし、認定区分から言えば2号認定に当たるので、本当は2号だと思います。2号は、保育が必要ということですから、給付に関わるので、基本的に、幼稚園で2号の子は預かれないので、この子どもたちを幼稚園で預かることになれば、一時預かり事業で、幼稚園の方でとなると思います。それは、これからの確保方策の中で関わってくるので、量の見込みのところ、既に1号に入れてしまうのは、私はまずいのではないかと。今後の確保方策の中で、例えば、幼稚園がこども園になれば、幼稚園の中で2号認定の子どもは預かれます。現在、それではなくて、これだけ見れば、幼稚園の中で、2号認定を受けることになってしまいます。この認定区分というのは、公定価格だとか保護者の保育料にも関わってきますので、その給付をどう位置付けるかは、確保方策のところ、非常に重要なことになってきます。今、このニーズの見込みのところ、ここに移してしまうということは、何らかのお考えがあって行ったことなのか、その辺をお伺いしたい。

幼稚園で、すべて1号を受けて、幼稚園で一時預かり事業で受けることにもなってしまいますので、ちょっと見えてこない。今後の確保方策で見えてこなくなってしまう。

それで、確かに11月25日付け内閣府資料の中で、共稼ぎ家庭の子どもの幼稚園利用について、確保方策の中では確保できないならこっちの方で行ってもいい

いですと。ただし、この子どもたちは2号で、特例給付ということで、市町村の許可を得た段階で、給付の方法を市町村で判断すると。ただ、この子どもたち、1号に移りますということで、保護者にとっては、保育料だとかを考えるとデメリットが多いわけです。

それから、2号の認定をもらえば、市町村あるいは国で2号の分の公定価格で給付がされていくわけです。ですから、今の段階で、1号に移すというのはどうしてなのでしょうかとということ伺いたいです。

松井課長：基本的な考え方として、これは手引きに沿って見込み量を算定したということです。

藤澤委員：手引きのどこに2号の学校教育の子を1号に移すとあるのか教えていただきたい。

松井課長：64ページです。

藤澤委員：これは確保方策のことで、私もこれは読みました。確保方策のところ、書くなり分かりますが、今回は、見込み量です。これから確保方策を作っていくと思います。認定こども園に移行する意向調査をされるかと思うので、認定こども園に移行すれば、この分、あるいは2号の子は、認定こども園で吸収できて、下の欄に移ってくると思っています。その時に、確保方策がなければ、1号に移すという方法があるのであれば、そういう意味で、私はここに書いてあるのではないかと理解しているのですが、いかがでしょうか。

松井課長：現在、そういう形の中で、私どもはこれに沿って、この考え方で移させていただいていますが、今、示していますのは、決定というわけではありません。藤澤委員から貴重なご意見をいただきましたので、その辺の調整、算出方法に基づいて、出した数字の調整の考え方として取り入れて、考慮させていただきたいと考えています。

中山会長：藤澤委員のご発言で、何が問題であるかが、大変明確になったと思います。今、回答をいただいたように、確保の見込み量の算出に当たるまでのニーズの調査結果に対する見方の確認の質問がありました。その回答の中で、お話があったように、意見を尊重して、今後、計画の中に取り込む、あるいは検討していくということですから、そのことを踏まえて記録していただきたいと思います。

藤澤委員：まだ、確保してはまずいのではないかとということでございます。これから、確保方策については検討していくし、幼稚園の中で、認定こども園に移行する園もおそらく出てくる。逆の可能性もありますけれども、その中で、確保方策のところ移されてはいかがでしょうか。

中山会長：大事なお指摘だと思います。ありがとうございます。

今の関連で、何かご発言があればどうぞ。よろしいですか。

櫻井委員：関連してはいないのですが、3号認定のことで質問ですがよろしいでしょうか。

中山会長：どうぞ。

櫻井委員：3号認定で、0歳児が現在185人ということですね。この資料26-1-2で見ると、そのニーズが、今後、2倍以上になるということですね。その参考になっている

手引きは、アンケートの間 16 の利用意向にニーズを掛けたということで、間 16 をアンケートから探したのですが、私が、間違っていたら申し訳ないのですが、緑の冊子の八千代市子ども・子育て支援に関するアンケート（ニーズ調査）報告書の問 16 を見ると、土曜日と日曜日の利用希望を問われている質問です。聞きたいことは、手引きの 36 ページに、3 号認定の算出根拠の利用意向率の資料がアンケートの間 16 だと記載があるのですが、でも、報告書の 38 ページの間 16 を見ると、土曜日・日曜日の要望等というアンケートになっています。私が、違うところを見ていたら教えてください。

中山会長：櫻井委員のご質問は、参考資料 26-1-2、手引きの 36 ページの間 16 との関係で、数値を出しているけれども、その問 16 が、報告書に出ている質問と、それから算出したものかどうかということですが、お答えをお願いします。

河原主査：本日、配らせていただいている算出の手引きの 36 ページの利用意向率の間 16 ですが、この問 16 という番号が、市の調査票の設問の番号ではなく、国の方から示されている調査票のイメージの設問の番号が 16 ということで、参考で用意しているので、本市の調査票とこの番号、手引きの番号がずれています。

櫻井委員：なるほど。では、実際のアンケートで言うと。

河原主査：設問が、何番かですね。

櫻井委員：はい。今までアンケートを過去の会議で見てきた結果で、都内で 0 歳児の需要があるのはよく知っているのですが、八千代市は、そんなに高いイメージがあまり印象として残っていなかったのです。

河原主査：市の就学前児童の調査票でいいますと、問 13 が、国の問 16 番と同じ内容になっています。

櫻井委員：0 歳、1 歳、2 歳の子どもたちが、意向としては、預かってほしいという要望があるというのは、問 13 のどこを見れば分かりますか。

河原主査：手引きの方でいいますと、問 16 になっています。市の方でいうと問 13 の回答者の中で、回答の番号でいうと 3 番の認可保育園から、10 番の居宅訪問型保育のいずれかを選択した者の割合を算出するということです。

櫻井委員：もう一度いいですか。

河原主査：問 13 が、回答の番号として 1 から 12 番まであります。幼稚園からその他までありまして、その中で 3 番の認可保育園から 10 番の居宅訪問型保育という選択肢を選んだ人の割合を算出することになっています。

櫻井委員：でも、これだと、何歳児かという、2 号認定か 3 号認定かは、どうやって区別されたのですか。

河原主査：手引きの 36 ページについては、3 号認定に関しての利用意向率の出し方なので、0 歳と 1 から 2 歳の年齢は、算出するようになっています、対象年齢ということですが。

藤澤委員：横割りのデータは、付いていないということですね。私も知りたいです。

中山会長：今の情報は、すぐに出るのですか。この表では、年齢区分に分けて数値を算出したという説明は分かったわけです。では、実際に年齢区分で分けた結果が、どうだったのかという情報の開示を求めているわけですね。そのあたりが、どう

なっているのかということです。ただ、これは、おそらく数値が多かったということは、実際に高かったわけですね。結局、それは、正確な数値が出てくると思うけれど、ここに出ている数値が高いということは、年齢区分で、分けた時のその下の方の層で分けたところで、結構、手を挙げた人たちが、多かったということではないですか。その数を知りたいということですね。

櫻井委員：それが、アンケートで、パッと見て、八千代市の0歳をお持ちのお母様方が、0歳児保育が足りないと思われていて、0歳児保育を要望しているというアンケート結果が出たのですね。それを私、見た記憶がなかったので、八千代市は、十分に足りているというイメージを今まで、アンケートの中では、印象として持っていました。その根拠となる数字が、あった方が明確なのかなと。本当に必要なものを揃えるべきだと思います。

松井課長：基本的には、この数字は、家庭類型の方の算出方法を先にご説明させていただかないと分からないと思うのですが、家庭類型から潜在的な家庭類型への移動をする時に、0歳だとか、1歳とか2歳別の人数について、どういうデータを基にしているかというのは、家庭類型を、まずデータとして分けます。両親の就労状況によって分け、横軸になる0歳、1から2歳、そして、3歳以上の割合をどうやって出していくかという、アンケートで回答いただいたお子さんの年齢で、私は、0歳の子に対してお答えしていますという数を、このアンケートの回答年齢とし、その割合で、家庭類型とクロスさせている形になります。

そういう形になって、基本的には量の見込みが、0歳、1から2歳、3歳以上という形の中で割り振られて、今度は、潜在的な家庭類型の中でも括りました。いろいろな質問の項目が、こういう状況にある人は、保育から教育、つまり1号認定の方に分けた方がいいとか、そういう作業を繰り返しまして、最終的に出てきた0歳の、例えば、家庭類型がAで0歳でとか、その割合から推計人口を掛けて、実数を割り出していくという形になります。

最初は、0歳、1から2歳、3歳以上という区分は、回答データの割合で、0歳のこういう家庭類型であれば、このぐらいの割合で、そういう需要が発生するだろうということで行い、最後に、その割合を、実数に割り戻す。大ざっぱに申し上げさせていただきますと、推計人口を掛けることによって、大体、0歳のこういう家庭類型については、このぐらいの人数がいらっしゃるだろうという形で出していきます。

その割合で、0歳と答えた方、0歳でアンケートに答えていただいたご家庭の方、そういう意味では、ここに出てきている数字が、大きく出ているという形になっているということです。ですから、実際に、現状の潜在的なニーズから、潜在的な家庭類型を見込むわけです。いろいろな質問があるのですが、本日、資料をお配りして、その辺のご理解がなかなかいただけないと思います。ここで、潜在的な家庭類型というのをどう見たらよいかというところがあります。現在の家庭類型は、雑ぱくに申しますとアンケートの結果通りで、どんどん割り振っていく形になります。ただ、潜在的な家庭類型は一つひとつ、アンケート調査票で、載っている項目、例えば、父親はフルタイムで就労されている。

母親は、今、専業主婦なのだけれども、将来、フルタイムで働きたい希望を持っているということになりますと、父親がフルタイムで、母親が、今、専業主婦だと本当は1号認定で、幼稚園対象の家庭になるのですが、そういう方は、母親が将来的にフルタイムで働きたい希望を持っていると、それはフルタイムで働くかのような形に移してしまいます。

櫻井委員：そのために、アンケートを採ったのですね。そのために、市民が協力をして、八千代市のお母様が、どういう要望が高くてということを知るためにアンケートを採ったと思っていました。それを見てきて、あまりそういうイメージを私は持っていなかったもので、その根拠となる数字が知りたかったのですが、説明はよく分かりました。

中山会長：先ほどの藤澤委員の発言と、今の0歳の発言は逆方向から、つまり藤澤委員の発言は2号認定のあり方を事実の把握でしっかりすることによって、1号認定に移すということではなく、それをしっかり把握する中で将来的に、確保の時にどうあったらいいかを見てほしいという発言だったと思います。

一方、今の櫻井委員の発言は、0歳の一定数がありすぎるので、実際はどうかというところの指摘だったと思います。だから、いずれにしても、事務局のご説明は、過大に出やすい傾向があると、でも、本当のところはどうかという確かめ方を、確保を決めるまでの過程で丁寧に行うということだと思います。その丁寧に行うということの在り方として、一つは、この委員会で委員の方々がどんどん発言していただくと、それを事務局が参考にしたいと思います。ですから、今のようなご指摘をどんどん出していただくと、非常に作業としてはスムーズにいくのではないかと思います。櫻井委員よろしいですか。

櫻井委員：はい。

中山会長：では関連してでも結構ですし、今は、教育・保育の量の見込みについて話していますが、地域子ども・子育て支援事業の方にも広げても結構ですので、質問があればお出しいただきたいと思います。

藤澤委員：先ほどの0歳児の話になるのですが、市の方の質問の間13だと、現在、利用しているしていないに関わらず、定期的に利用したいと考える事業に回答する人で、人数をかけているのですね。育休中のいつ頃という時期がないのです。だから、0歳児の人たちは、就園までにかかなりの年数が、就学までに5年間、6年間のスパンの中で、それぞれ、いつ頃という思いがありつつ答えているのです。全体の、例えば、6歳ぐらいまでの間に考えれば、全部で50%と考えればいいのです。実は、学年ごとで減っているわけです。もともと、0歳児のニーズというのは、もう少しきちんと採らないと、出てこないと思います。この国のやり方も、私はおかしいとは思いますが。どこの市町村でも0歳はものすごく出ていると思います。育児休業を実際に希望している人も多いので。1歳、あるいは3歳までという希望もあるので、本当のことを言うともっと減らせなければいけないのです。そのあたり、もう一つ別な方法で、例えば、「子ども支援センターすてっぷ21勝田台・大和田」とかでもかまわないし、あるいは保育所で0歳児対象の方たちに、いつ頃復帰したい、あるいはいつ頃働きたいのかということ

を、やはり、ある程度把握する必要があるのではないかなという気がします。実際はこんなに0歳がいます。今は足りないということは、実際に待機が出ていると思います。では、どのぐらい確保したらいいのか、やはりきちんとした量は見込んでいかなければいけないと思います。そんなに、倍以上確保するのとか言えば、実はそうでないというのが現実だと思います。育児休業を取れるようになっているので、0歳も、実際には2学年にまたがります。本当の00クラスと0クラスと両方があるので、実は半分に分けなければいけなかったりもして、本当の00クラスがどのぐらい必要なのか。それから、4月1日では0歳児だけど、その年度途中で1歳になる0歳児クラスがあるわけです。そこは、どの程度必要なのかということがあるので、育児休業明けの話と一緒に考えるかと思うので、もう少し丁寧に採らないと、確保方策のところで検討されてはいけなかなと。ただ、さっきおっしゃった横割りデータは、私も少し知りたいところです。例えば、2歳児ぐらいで、幼稚園意向、こども園意向、保育所意向、というのは知りたいところです。もし可能であれば、ここの意向調査の年齢別のデータは、資料としていただけたらと思っているところです。

中山会長：今のところはどうか。そういう数値が先に出せるでしょうか。

松井課長：それでは、まとめ次第、データを抽出しまして、会議にお示ししたいと思います。本日はかないませんが、ご容赦ください。

中山会長：非常に丁寧なご対応をありがとうございます。それから、藤澤委員がいろいろと大事な調査をどう見ていくかという点では、事務局も結構大変だと思います。これを確保方策に数値で上げていく過程で、非常に慎重にやらなければいけない部分もたくさんあると思います。それは現実とニーズをどう見ていくかということだと思います。そのあたり、今のようなご指摘について、「子ども支援センターすてっぷ 21 勝田台・大和田」の方で何らかの情報を入手して、いかすというご提案も踏まえて検討していただければと思います。では続けてください。

藤澤委員：地域子ども・子育て支援事業のところで、幼稚園の一時預かり事業が入っているのですが、資料 26-1-2 で資料 26-1-4 を併せて説明をいただけたら、実際の数値はこちらを見なければいけないのではないかと思うので、どの程度確保したらいいのか。

河原主査：まず、資料 26-1-2 を見ていただきたいのですが、こちらの下の段の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの中の左から3つ目の利用量のところの、一時預かり事業の実績の数値は、前回の会議でもご説明させていただきました通り、一番下の※の「幼稚園による一時預かりについては」というところになるのですが、当初、実績として掲載させていただいていた数字は、八千代市の補助事業が、平成 25 年度から預かり保育に対して始まったものでして、それについて、去年の4月1日現在の申請があった利用者に対して、市で把握しているところで、実施日の240日を掛け合わせた数字が、この37,472人回で、延べ人数になるということでお示しをさせていただいておりました。

今回お配りしました資料 26-1-4、こちらが、前回の会議から今回の会議までの

間で、市内の幼稚園にご協力をいただいて、預かり保育の実態を把握してほしいということで、調査を掛けさせていただいた結果になります。1 番の預かり保育を利用している園児の人数は、週に 1 回だけですとか、月極で利用している方も全部含めたすべての数、預かり保育を利用しているすべての人数が、1 番の下の段になります。延べ人数で 51,409 人という数字になりました。

2 番のところ、その総数のうち、先ほどの資料 26-1-2 の部分で、ニーズ量を一時利用と定期利用ということで、二段書きをさせていただいている関係で、実態は一時利用と定期利用が、どのようになっているのかが比較しやすいと思ひまして、今回の資料のように作成させていただいております。2 番の一時的に利用している園児の人数が、一時利用になるのですが、そちらの集計結果が、27,877 人で、実績としてあったということになります。

裏面の 3 番の方が、月極で契約をしている、つまり、定期利用をされている方が、集計結果で 23,532 人、延べ人数でそういった方がいらっしゃるとい形になりました。これと先ほどの、市で把握している人数を比較しますと、総数で言いますと資料 26-1-2 では 37,472 人という延べ人数ですが、総数では 51,409 人ですので、14,000 人ほど、市で条件付けている方以外で預かり保育を利用している方がいるということが分かるかと思ひます。今回、調査をさせていただいたこの預かり保育の実態を、実績としまして、このニーズ量と実績を考慮しながら確保方策を検討する際の参考としたいということで調査をさせていただいた結果報告の資料が 26-1-4 になっております。

中山会長：かなり詳しく説明していただいたので、ある意味で、今、ご説明をいただいたところの数値の出し方は、かなり根拠を持って出しているというお話に受け止められたのですが、藤澤委員はいかがですか。

藤澤委員：分かりました。

中山会長：今の具体例として、資料を基に実数から確保、ニーズ量の数値を出していくという作業全体を示したわけですが、大変な作業ですね。他に関連することでもいいのですがいかがでしょうか。

石田委員：質問ですが、国では未実施のものについては、ニーズ量は記載しなくてもいいという、具体的には子育て短期支援事業ですが、未実施なのでニーズ量が 0 になっているところが理解できるのですが、これだと全くニーズがないように見えてしまうのです。ニーズがあって未実施なのか、それともニーズが、そんなになくて未実施なのかというところが見えてくるといいかと思ひましたので。国の指針について質問させてください。

河原主査：この 0 という数字については、前回の会議でもご報告をさせていただいたと思ひますが、市として、まず、取り組みがされていません。国の算出方法では、設問の中でお子さんを 1 人で泊ませたというものがあったと思ひますが、その回答も含めた上で、利用意向率等が算出されるようになっているのですが、その結果でも 0 だということが、この表で表わしている通りになります。

前回の会議でお伝えさせていただいた通り、0 だから計画として実施しないということではなくて、実際に習志野市ですとか、鎌ヶ谷市ですとか、利用実態

があるということですので、市として見込みを立てていく方法についても庁内で検討した上で、子ども・子育て会議で確保方策の方針として、こういう考え方からこういった確保をしていきたいという提案はさせていただきたいと思います。あくまでも、今回はニーズ量が、現在はこうでしたと調査結果の説明ですので、決して0だから実施しないということではないということをご理解いただければと思います。

中山会長：よろしいですか。今のご質問、大変大事だと思いますし、説明も非常に分かりやすく、一般の市民の方が0ということに同じような疑問を持たれた時に、今のようなご説明があると安心すると言うか、すごく期待される部分があると思います。では他にいかがでしょうか。

櫻井委員：放課後児童健全育成事業の数についてですが、この数は、今の学童保育所の利用条件で、お母様が、フルタイムで働かれているという方を前提での数字なのです。私が、この前からこだわって申し訳ないのですが、その他の意見でどんなものが出たかということで、今回、資料を出していただいている、来る前に全部ではないですが見せてもらったのですが、就学児童用調査票で分類をいろいろ分けてくださっているのです。学童保育所について、105名の意見がある中で、例えば、就学児童用調査自由記述の1ページ目、ざっと見ても6件、夏休みに利用したいとか、1日だけ学童保育所を使いたいと、つまり、子どもの居場所ということに対して提言されているお母様方が多い。次の2ページ目も半分ぐらいが同じような意見が多い。数を探ってどうなるか分かりませんが、一見しても学童保育所について105名、遊びや子どもの居場所について68名、足して173名と、100名を超える方が、放課後のことを、その他に意見をされているということは、やはり、そういう要望が高いのではないかと思います。

実際に、学童保育所をどのように利用されているかは別の問題かもしれませんが、そこは、この数字に入っているか入っていないか分からないのですが、そういった短期での利用ができるように実施していただきたいという要望を含め、まずは、この数字は現在のルール、お母様が正社員で働かれている前提での1,542名という数字なのですか。

松井課長：手引きの40ページをご覧ください。学童保育の正式名称、放課後児童健全育成事業という形になりまして、その出し方については、基本的には5歳児を対象として利用意向率を掛けて算出する方法によって示されています。こちらの方に出ているような形になるのですが、基本的にアンケート調査（ニーズ調査）から数字をピックアップして、算出されている結果になります。ですから、実態がどうなのかという話と異なっているということをご理解いただきたいと思います。

藤澤委員：でも、週1から2回の希望は除いて、補正をされていますよね。

松井課長：資料26-1-1の6ページで、放課後児童クラブを選択した割合ということ。選択されていればということで、もしも、放課後児童クラブ、いろいろと、項目がありますので、週1日と書いても、割合の中に含まれてくると考えます。

藤澤委員：でも、補正されたのですね。

河原主査：資料の 26-1-1 をご覧ください。6 ページです。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの補正についてということになっています。この上から 2 つ目の(6)が、低学年の学童保育所利用の希望で、補正している数字というのは、このグレーの部分の 1,542 人になっています。その上の段の 1,559 人というものが、補正する前の数字になっています。この数字は、先ほどの 3 号認定等の考え方と同じで、「学童保育所を利用したい」に○を付けた方の利用意向率というものが、家庭類型にもよりますが、1 回だとか数回だとかということではなく、ただ単に、自由記述欄の一時的に利用したい人がいる場合であっても、通常通り利用したい人であっても、とにかく「利用したい」に○を付けた方が、すべて割合で出されている数字が、この 1,559 人ということになります。

ただ、補正の考え方として、1 から 2 回の利用希望者を除いた場合については、一応 1,542 人という形で数字を示させていただいているということです。考え方として、先ほど櫻井委員がおっしゃったように、そういう意見もあるという部分については、もう一度確認しなければいけないとは思いますが、おそらく、1,559 人の中には、通常の利用だけを考えている方もいれば、一時的に利用したい方も含めた数字が 1,559 人だと考えています。

中山会長：報告書があります。報告書の 110 ページに「八千代市の子育て環境や支援について伺います」ということで、ある程度、不満を示している回答が出ている円グラフを見ると、その理由として掲げられているものが、111 ページに説明があって、一つは医療費関係の数字が随分高く出ていて、もう一つが学童保育です。それで、聞くところによりますと、八千代市は医療費関係の改善を市としての方針を立てたということで、この数値が変わる可能性もあります。それから、今日、冒頭でお話がありましたように、学童保育についても、国の政策が動いていることで、市としてもこれからいろいろと方針を立てていくのだということがありました。今の委員のご発言は、きっとそういうものにいかされていくのではないかと思います。よろしいでしょうか。

藤澤委員：関連してですが、アンケートを作る時にも、学童保育の一時利用についての項目を設定していただきたいということで確かご意見が出たし、私も同感だったのですが、自由記述のところで記述してもらえばいいというお話で、実際に一時利用がどの程度あるかということは全く把握できない状態ではあるのです。やはり、幼稚園利用の方等については、預かり保育を使ってパートをされている方もいらっしゃるけど、定期利用までは行かないけれど、週に 2 から 3 回、保育時間内で仕事をしている方が結構おられる。その方たちが、小学校に行った時にどうなるのかというと、夏休み、長期休業中に非常に困ってしまうということがある。では、そういう一時預かり的な学童保育について、実際にきちんと調査をしていただいて、八千代市ならではの学童保育のあり方、毎日必要な方たちもちろんおられるけれども、一時的な利用について、受け皿はどうするかを検討していただいて、例えば、幼稚園での預かり保育が、今度、一時預かり事業に位置付けられますが、その一時預かりはあくまでも在園児、それか

らもう一つは未就園児の小さい子どもたち対象の一時預かりです。では、その他に幼稚園や認定こども園、保育所でも一時預かり事業として、学童保育まで年齢を延長した、例えば、「3年生ぐらいまでなら幼稚園・保育園でもいいです」、あるいは、「在園児のお兄ちゃん・お姉ちゃんならいいです」、ということで、一時預かり的な受け皿を「卒園児ならいいです」、ということで、各幼稚園で取り組みやすいような、委託事業ではなくて逆に補助事業のような形で、学童クラブやミニ学童ということも出ていました。うちでも取り組んでいます。そういうやり方で一時的な要望に対する受け皿づくりということで、確保方策で国のものには入っていないけれども、八千代市には地域特性としてそういう希望があるということで把握していただいて、これからの課題として、今回の確保方策の中に組み入れる形でご検討いただけたらと思うところです。

中山会長：かなり具体的な提案です。今の提案の中に出た「八千代市独自」という言葉がありますね。八千代市が子ども・子育てに力を入れていくのであれば、今のような試みができないかということだと思います。国よりも政策的にそういうことを取り組めたら、一つの試みとして意味があるのかなと、聞きながら思いました。実際にどうなのかというところは、行政の立場でいろいろご苦労もあるわけで、今のご提案をぜひ検討していただくということで記録していただければと思います。他にいかがでしょうか。

せっかくですから、委員の方々、もし、特になければ結構ですが、ご発言がなければ順番に少しお聞きしたいと思います。不明な点でも結構ですからご発言いただきたいと思います。田中委員いかがですか。

田中委員：この資料 26-1-2 の子ども・子育て支援事業計画の量の見込み（ニーズ量）一覧で、やはり、実際の実績量に比べて、放課後児童健全育成事業で低学年・高学年も含めて希望者が非常に多いということでございます。そういう意味では、かなり、ニーズが高いと強く感じました。いわゆる 1 号認定とかそういう分については、大丈夫なのでしょうけれども、他のところの 2 号認定、3 号認定についてもニーズが多いということなので、これに対して、市がどれぐらい応えていくかということは、これから議論していくと思います。今日の新聞にも出ていたのですが、人口が減ってくるという中で、1 億人を何とか 50 年後まで確保したいという話もございます。経済諮問会議の中で、「選択する未来」委員会というものがあまして、1.41 ぐらいの出生率でいくと、50 年後には 8,700 万人になるということもありまして、それを何とか 1 億人を確保するには、出産・子育て支援を倍増していかなければいけない。とにかく、高齢者に対する国のお金の使い方は非常に多いのですが、やはり、子育て、子どもに対する支援が、ヨーロッパに比べて非常に低いということです。それから、あとは、第三子以降についての支援とか、その辺もこれから問題になってくるということも議論されていたみたいです。そういったことを国の政策も含めて、あるいは諮問会議のそういった意見等も含めて、これから八千代市も当然減っていきますので、その分についてどうすべきか、出産・子育て支援をきちんとしていかなければいけないということを感じます。

中山会長：ありがとうございます。今のお話にあったように、人口の減少傾向はどの市にあっても、八千代市は他の市と比べてどんな特徴があるか千葉県内ではどうなのでしょう。

松井課長：現在、こちらの推計人口で言いますと、こちらの事業計画で算出させていたっているのですが、子ども・子育て支援事業計画が27年度から5年間という形で、その間八千代市は、人口は緩やかに上昇するのではないかと、西八千代北部土地区画整理事業といたしまして、緑が丘小学校の方で土地区画整理事業に、計画人口14,000人ということで、まだ完全に人が張り付いているわけではありませんので、地域的には減るかもしれませんが、市全体としてはまだ少しずつ増える。ただ、年少人口は減少していくという人口推計が出ています。それを基に今回の案が作成されています。

中山会長：田中委員がおっしゃったことは、大変に重要なご指摘だと思います。八千代に限らず国がどうするかというレベルの問題だと思います。ありがとうございます。では友森委員、いかがでしょうか。

友森委員：事前に配付していただいた資料26-1-1に目を通してきたのですが、2ページ目の一番下にファミリー・サポート・センター事業の4年生から6年生が、27年から31年度まで変わらないというのはなぜかと思っていました。あとは、4ページから5ページにわたって、地区別に出していただいています。睦の0歳児の最も多い人口が31年度になるのですね。見込み量が増えていることにちょっと驚いた次第です。

中山会長：今のファミリー・サポート・センター事業の数字が変わらないというのは、ご説明いただけますか。884人というものが。

河原主査：算出するに当たって、調査結果で回答する方が少なくて、変動がほぼないということで、数字が同じような形で、横ばいになっているのが現状です。

中山会長：処理上のことでこういう数値であるということのようですね。よろしいでしょうか。ありがとうございます。では藤原委員はいかがでしょう。

藤原委員：事前に配っていただいた資料26-1-1をざっと見てきたのですが、8ページや10ページの事業の量の見込みで、時間外保育事業、睦地域が0だとか、阿蘇地域の一時預かりが0と出ているものが気になって、人口も回答数も少ないのかと想像したのです。これはどのように量に反映されていくのか、先ほどの「0だからといって実施しないわけではない」というご回答を聞いたので、多分、こちらもそうなのかなと推測するのですが、いないからといっても何かあるようにしてほしいと思いました。

中山会長：今、委員がおっしゃったことでよろしいでしょうか。

河原主査：資料26-1-1の8ページ上段ですね。「時間外保育事業」です。それと、10ページの10番、「一時預かり」のところですね。11番もそうです。括弧書きの下に説明を書かせていただいているのですが、あくまでもニーズ調査を行った結果ですので、要は調査の対象になった方がこの回答を、ここに書いてある通り、所定の設問、平日・時間外保育になります。平日、定期的に利用したい教育・保育の事業について、保育時間以降に希望するものというものが、調査結果上

はいなかったということになります。ただ、ここは見込み量だけしか並んでいません。例えば、この睦地区には、睦北保育園がありまして、そこで時間外保育を利用している方がいらっしゃるかもしれないのです。そういった実績値を踏まえた上で、確保する数字についてどうしていくかということは、当然、考えていかなければいけないことです。0については、今、言った形で、回答者がいなかったのも結果としては0ですということでも数字が並べてあるとご認識をいただければと思います。

藤澤委員：少し関連するのですが、地域区分で7地域に分けてということで、第2回で話し合いましたが、ニーズ調査によって変動する可能性もあるということだったかと思います。他の市町村では、認定区分ごとに地域設定ができるように、それで、1号認定のお子さんに関しては、結局、施設がないわけですから、睦とかなない地域がありますね。これを7地域で分けてしまうと、確保するための方策をどうしたらいいのかということになってしまいます。1号認定の子に関しては、少なくとも市全体で地域区分をされてはどうかと。そうしないとこういうおかしなデータになって、0にということになってしまって、確保策も非常に困ってしまう。幼稚園は、バスを使って少なくとも市内を回っているわけで、1号認定のお子さんの地域区分は、市全体でされてはどうかというのを一つ提案したいと思います。それで、2号、3号については、7地域、あるいは多少融合した形で、阿蘇などの子どもが少ない部分については、融合した形で地域区分、7地域をもう少し検討されてはいかがかということをご提案したいと思います。

中山会長：藤澤委員の提案について、事務局はいかがでしょうか。

河原主査：計画の作りとして、総合計画と合わせた形で7地域を設定していきたいということで、今までお話してきたと思うのですが、藤澤委員がおっしゃったように、事業の特性によっては、確かに市全体を1区域として考えた方がいいのではないかと、7地域の方がいいのではないかと、例えば、先ほどのお話ですと、ショートステイの関係は、今、実施していなくて、ニーズも0となっています。ただ、今後、取り組んでいきますといった時に数がすごく少ないと思います。そういったものをわざわざ7つに分ける必要はないのではないかとすることも考えられます。その点については、今回はあくまでも見込み量のお話をさせていただきたいということで集まっていたいております。

区域の設定についても、ご指摘があった通り、考え方を改めなくてはいけないものについて、次回以降、確保方策についてのところで提案していくことを考えています。

中山会長：ありがとうございます。指摘に対して大変前向きな回答だと思っています。いろいろな意味で、提案が、今のような回答につながっていると思います。一応、今日、ご出席の委員の方々、一人ひとりからご発言いただきたいと思いますが。それでは阿部委員にお願いしたいのですが。

阿部委員：量の見込みについてのことで、丁寧に説明していただいたので、一生懸命説明についていったという感じです。数的なこととははずれてしまうかもしれないのですが、今、私は放課後の子どもを見る仕事も行っているのですが、地域子ども

・子育て支援の放課後児童健全育成事業が、一番身近なので目がいつてしまうのです。この前、八千代市の放課後子ども教室の会議に出させていただいたのですが、学童保育所と放課後子ども教室が、境目があって連携が上手くいかなかったり、放課後子ども教室は、まだ一部の学校だけみたいですし、いろいろな問題があると思います。平たく言えば、子どもが、放課後に歩いていける場所に自由に、親が働いている、働いていないに関係なく行かれて、安心して遊べる場所があるということが、一番親は望んでいると思います。庭があれば一番いいのですが、室内でも、それができる場所が本当に一番必要ではないかなど。

私たちが、小さい時は学校で遊んでいたわけですから、放課後に勝手に、そういう場所が必要なので、新たに作る、何か施設を作るという方向ではなくて、やり方をものすごく練っていかないと、いつまでたっても学童保育の子とそうでない子がうまくいかなかったり、おやつがあるかないでももめているようです。学童保育は、おやつがあるのに放課後子ども教室はないとか、そのような小さなことから、いろいろあると思います。本当にみんなが、夏休みも春休みも、親が「あそこに行っているなら安心」というような場所が全然足りないのではないかと思います。

それと、5歳児の親に聞いている、この希望の人数というものは、5歳児の時点で、イメージ的に絶対安全な場所が必要だということは分かるのですが、4年生から6年生ぐらいになると、親は安全な場所に絶対に行かせたいけど、子どもは行きたがらないというギャップがあって、でも安全な場所というのは確保しておきたいわけです。子どもが行きたいような、行きたい時に誰とでも遊べて、自由に行けるような、そういうものを本当に八千代市独自で考えられないかということはずっと考えています。

中山会長：大変貴重なご意見をありがとうございます。何かこのことについて、市からご発言があればお願いしたいのですが、特によろしいですか。放課後の問題について、八千代市は力を入れていると思うのですが、今のようなご指摘についても、今回の調査を離れて、いろいろな意味で子どもの問題として子育てをどのように支援していくか、環境をどう整えていくか、貴重なご意見だと思いますので、よろしくをお願いします。

松井課長：放課後の子どもの居場所ということで、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。基本的に市としても、しっかり受け止めて対応を検討してまいりたいと考えております。

中山会長：ありがとうございます。今日は、たくさん前向きな発言が次々出ています。ぜひ、それで行っていただきたいと思います。

それでは、竹内委員をお願いします。

竹内委員：言葉も数字も実態を把握するのになかなかついていけなくて、こういう言葉がどういう内容を示していて、分類されているとか、こういう分野は、今まであまり触れてきませんでしたので、子育てというのは、家庭中心で行うぐらいに単純に考えていました。今は、もうそういう時代ではないということは分かっ

ているのですが、なかなか頭がついていけずにいます。

部分的な質問ですが、この一時預かりという言葉が、具体的にどういう設問で、どういう条件を付けてアンケートで使われていたのかを忘れてしまって、マスコミで、テレビで流してくれる情報などはとても分かりやすく言ってくれますので、最近、見たニュースと関係して、この一時預かりも同じかどうかはお伺いしたいのです。テレビで聞いた一時預かりというものは、お母さんたちが疲れたと思った時に、1時間単位で、1時間でも2時間でも3時間でも預かってもらえて、そして、新しく開設した人が、何を目指したかという、理由を問わないということです。「なぜ、あなたは預けに来たのですか」と、お母さんのわがままでもいいし、回答できないもやもやとした気持ちでもいいし、とにかく、お金を払えば子どもを安全に預かってもらえるという施設をテレビで紹介していて、今の時代にはそういう施設が注目されているということ、NHKのニュースか他の民放か忘れましたが、それで1時間あたりの金額が、結構高かったのも、毎日の食費を節約して追われている人は利用できないと思いながら聞いていたのです。理由を聞かれないと、お母さんのわがままな発想からでも何でもいいというところが特徴だと言っていたのですね。

ここの10ページで一時預かりと使われていた内容のアンケートの条件を忘れてしまったのですが、そのテレビで紹介していた1時間あたりの一時預かりとどのような違いがあったのかとお聞きしたいと思いました。

中山会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。一時預かりについて、今のご質問に対してお答えいただけますでしょうか。

松井課長：ニーズ調査に当たって、用語解説をとということで、ご提言がございまして、別紙ということでこういう形の中で、アンケート調査に付けさせていただいたものがあります。その中で一時預かりという言葉が、保育園などの一時預かりということでご説明させていただいておりまして、就園前の乳幼児を対象に、保護者が保育できない時に一時的に利用できる制度。保育園・幼稚園・認定こども園等で実施。料金は各施設により異なるというご説明をさせていただいています。

中山会長：委員がご覧になったものは、もしかすると民間かもしれないですね。だから、アンケートでは、今のような例示してあるものを基にして、一時預かりをイメージして回答されたのではないかと思います。よろしいですか。いろいろなニュース等で問題やそういうニーズがあるということの報道があるので、委員のご指摘もよく分かります。今回のアンケートにおいては、今の説明のもとに回答されたのではないかと推察します。

では丸山委員、お願いします。

丸山委員：ニーズ量を補正していただいても、まだ、供給可能量と差が大きいというところがあります。来年度から制度が変わって、育休中のお子さんたちの乳児の退園の扱いが、当市においても変わってくるのかと思うのですが、例えば、安心して育休を2年取ろうとか、1年取ろうという方が出てくると思います。そうなってくると0歳児の保育のニーズ量、1歳児、2歳児のニーズ量、その数も

自ずと変化があるのだらうと思います。きっと、今、現在の施策の中で聞いている話なので、そこにわずかな希望を持ちつつ、事業をしていくしかないのかという気がしています。このニーズ量に縛られて、利用ニーズを設定してしまうとすごいことになってしまうので、そこは少し賢く数字を見なければいけないかと思っております。

中山会長：ありがとうございます。今、委員のご指摘のように、国の政策もかなり動いているところがあって、それに基づいて実態が変わっていくということは、多くの委員の方々が、認識するところだと思います。また、実際に確保方策を打ち立てる時に、数値をどう設定していくかという点についてもご指摘の通りだと思っております。

さて、各委員の方々にご発言をいただきました。今回の事務局がまとめたこれだけの作業も大変だったと思いますが、他に何か確保方策に関連してこの点を聞いておきたいとか、この点をしっかり考えていただきたいというものがありましたら、自由にご発言いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

石田委員：基本的な質問ですが、今回、ニーズ量が出て、このニーズ量を基に八千代市の確保の方策を打ち立てていくと思うのですが、実績とかなりかけ離れた高い数字で出てきてしまっていて、おそらく限られた予算の中で、ニーズをすべて満たすというのは非常に困難だと思います。国からは、このニーズ量に対して、どのぐらいのレベルで実績を上げるとか、そういう方針というものは出ていますでしょうか。

松井課長：国が出した参考資料 26-1-2 の 6 ページに示されております。6 ページの上段に、量の見込みの具体的な算出方法が書いてあると思います。この 2 段落目のものが、まさに、石田委員からご質問があった国の考え方だと私どもは認識しています。読ませていただきますと、「なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない」ということです。国はあくまでもある程度のレベル、このような形で算出されたらよろしいのではないのでしょうか、という標準的な算出方法を示しただけだとこれは読み取れます。それは地域によって、市町村によって、実情に合わせて子ども・子育て会議の議論において調整を図ればよろしいということかと思えます。

私ども、本日の会議に当たって一貫して申し上げさせていただいていることは、ニーズ量を減らしたいという意図はないです。ここに書かれているように、八千代市として適正なニーズ量というものは一体どのぐらいかというところを見極めたいと、その一心であります。ですから、まずはこの標準的な方法で出した数字が、どの程度のものなのか、皆さんにお示しさせていただいて、それがまず少ないと感じるのか、多いと感じるのか、そして次回においては、本日もいただいたご意見を基に、皆さんからいただいたご意見がこういう趣旨であるというような、その考え方を基に、調整を図って、お示しさせていただきたいと

思います。そこでは、市が、今皆さんからご意見をいただいてどういう調整を図ったのか、標準的な算出方法において算出された数字に対してどういう調整方法を図ったのか、ということをご説明させていただきたいと考えておりますのでご理解のほどお願いします。

中山会長：どうもありがとうございます。石田委員、よろしいですか。

石田委員：分かりました。そうすると、ここで地方版子ども・子育て会議の議論等も踏まえたということも書かれているので、意見として一つあります。1号認定のところで、子どもの数が減っていくのでニーズ量が実績よりも減るという数字が出ているのですが、実際には、2号の認定の中とか、あるいはフルで保育所に預けている保護者の中にも、幼稚園に本当は通わせたいという教育のことも重視している保護者が非常に多いので、認定こども園がいいのか、あるいは幼稚園を少し工夫していく方がいいのかというところは、まだ、今後の課題になっていくと思います。このニーズ量が少ないから幼稚園が必要ない、数が少なくてもいい、ということにはならないのではないか。意見としてお伝えしておきたいと思います。

中山会長：ご指摘のところはしっかりと記録されて、先ほどのように今後の確保方策の中でも参考にするとということです。よろしく願いいたします。他にありますでしょうか。よろしいですか。

櫻井委員：また、学童保育所の件ですが、さっきの話では、5歳児を対象にして根拠の数字を出したというご説明をいただいたのですが、私自身もそうだったのですが、5歳児というと年中長で、いかにきれいに卒園しようとか、幼稚園の思い出を一番考えている時で、小学校に入った後の生活というものは、実際に分からない方がほとんどだと思います。兄弟がいる方はもちろん兄弟がいるからこそ、小学校の実情が分かっている、要望等も出てくると思います。そこで本当の数字を出すのは難しいということは、よくよく承知のもとなのですが、実際に小学校1年生、2年生になってみて、働くことを考えられたり、パートに出られる方が多いということは、すごく肌身として実感としているので、私の個人的な考えですけれど、皆さんもおっしゃっていましたが、やはり学童の要望、また夏休み・冬休み・1日という要望は、こちらの「その他の意見」を細かく見てもとても多いということは、アンケートのその他の意見を見て少し感じた次第なので、何か反映していただけたらありがたいです。

中山会長：ありがとうございます。委員の方、他にこの場でぜひ発言したいということがもしなければ、そろそろ会を閉じる方向でよろしいでしょうか。

<発言を求める者無し>

中山会長：今、出された意見は、先ほど読んでいただいた参考資料26-1-2の6ページの中にも、「潜在ニーズを含め」という言葉があります。おそらく、今日は委員の方々は、直接、市に発言できるという機会があって、それだからこそ委員という立場であるわけです。多くの方々が、いろいろな潜在ニーズがあるとすると、

これからの作業は、今回のアンケートを踏まえて、また、今日の委員会を踏まえて、市が確保方策に向けた一つの家をまとめていく作業になります。従って、次回は、調整結果を事務局より報告いただける場になると思います。それをぜひ私たちはお聞きして、その場で、いろいろ意見を述べるのが可能だと思いますので、その前提になる会議が今日持たれたことになります。

いろいろ積極的にお発言いただき、また、それに丁寧に市が答えていただいたということで、議長としては大変に有意義な会議だったと思います。本日の議題はこれで終了となりますが、最後に事務局より、次回の会議日程についてご説明をしていただきたいと思ひます。

河原主査：お配りしている参考資料 26-1-1 をご覧ください。スケジュール表は、議会、会議体、計画策定の 3 段で構成されています。まず、計画策定についてです。計画策定は、更に、量の見込み・確保方策（法定部分）の検討と、子ども・子育て支援事業計画の 2 段に分けてお示ししています。量の見込み・確保方策の検討の方は、本日ご議論いただいた部分です。国の法律上必要な量の見込みと確保方策の検討のスケジュールで、今回は主に量の見込みについてご説明いたしました。確保方策についても本日のご意見を踏まえて検討し、関係各課の意向なども踏まえながらまとめていきたいと思ひます。並行して、子ども・子育て支援事業計画の策定をしていくことが必要となります。そのため、これまでの次世代育成支援行動計画の実績などを踏まえた本市の課題を整理し、計画の理念や計画体系などの検討を進めてまいりますが、量の見込みと確保方策につきましては、この計画の中に盛り込んで、一つの計画素案としてまとめていくこととなります。これは 10 月頃を目途にまとめていきたいと思ひています。

素案について、子ども・子育て会議、また庁内会議でも検討していきながら、必要な修正を行い、計画案としてまとめます。この計画案に対しては、広く市民の皆様のご意見をいただくために、パブリックコメントを予定しています。時期としては 12 月頃を想定しています。計画案に対していただいたパブリックコメントの内容を反映し修正を行ったものを、最終的な事業計画として、計画書としての体裁を整えて冊子の形にしていまひます。これは年度末までに行う予定です。今年度末には市民の皆様に対して、新制度移行についての説明会を開催し、来年度初めには広報での周知も検討しています。

子ども・子育て会議の段をご覧ください。この子ども・子育て会議につきましては、このような計画策定の状況に合わせて開催していきまひます。本日も入れて年間 6 回を予定しています。開催内容は、現在のところ策定スケジュールに合わせて、スケジュール表にお示しした通りで考えています。次回は、確保方策と計画体系など、計画の骨子についてご協議いただきたいと思ひておひます。並行して、関係各課が集まった庁内会議も開催してまいります。

次回の会議開催についてですが、スケジュール表にお示しした通り、7 月の上旬頃ということで予定をしていますが、具体的な日程についてはまた詳細が決まり次第開催通知にてご連絡いたしたいと思ひます。また、本日の会議にご出席いただいた報酬のお支払いについては、6 月 5 日の木曜日頃を予定しておひ

ます。以上です。

中山会長：ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問があるでしょうか。

藤澤委員：事業者への意向調査とか、それから市民への説明ですが、保育園はここでいいかもしれない、だけど幼稚園は募集が9月ぐらいにもう説明会、体験入園、10月15日から願書配布、それで11月に入園受付というスケジュールになっています。それ以前に広報が必要になってくるのではないかなど。施設給付に移る場合には、結局、保育料設定を市でおやりになられるので、その中で事業所に対する説明及びそれから保護者に対する説明、保育料設定についても上乘せ部分をどうするかといった話が具体的に出てくるので、そのあたりをどうぞ検討されているのか伺いたいと思います。

松井課長：藤澤委員からのご質問と、ご説明の補正をさせていただきたいと思います。まず、1点目、私どもからご説明した点で、子ども・子育て会議の開催について、次回確保策の骨子について掲げていますが、具体的には10月を目標に計画素案をお示しするためにこれだけの作業をしていくということです。先ほども申し上げさせていただきました通り、今回は、確保方策の修正について、ご議論・ご意見をいただく形になります。これは、基本的にはざっくりとした大枠で考えていただければと思います。素案までにこれだけの作業をやっていかなければならないという目安で、次に開催していきますということをお願いしたいと思います。

藤澤委員からご意見がありました件については、市としては、新制度を始めるに当たって、市が条例で定めなければならない事項等ございます。それについては、国が3月末までに示すということだったのですが、それがずれ込んでいる関係で、おそらく、八千代市だけではなく、他市についても9月議会でないと、条例を上程することができないだろうと考えています。藤澤委員からお話がありましたように、入園受付だとかそういうものが始まっていきます。ただそこまでの過程においても、まだ、市の方としても情報が得られていない部分がありますので、当然今申し上げられた通りに保育園、または幼稚園の方に入園希望を出されて、新制度においても、スムーズにその入園決定がなされるように実施していかなければいけないと考えておりますので、今は明確なお答えはできませんが、ぜひご理解いただきたいと思います。

中山会長：大事なご指摘ですので、ぜひ、慎重に検討していただければと思います。他にこれからの予定関係についてですが、よろしいですか。では他に質問がないようですので、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。長時間にわたる会議でしたが、皆さんご協力どうもありがとうございました。